

交付申請 書類確認用リスト

住宅リフォーム補助金の交付申請にお役立てください。なお、本用紙の提出は不要です。

必要書類		確認内容
①	交付申請書 (規則様式第1号)	<input type="checkbox"/> 申請者住所・氏名・押印
		<input type="checkbox"/> 事業費 ※見積書の額との整合
		<input type="checkbox"/> 補助申請額 ※千円未満切捨て
②	リフォーム等工事計画書 (要綱様式第1号)	<input type="checkbox"/> 申請者住所・氏名・押印
		<input type="checkbox"/> 日中連絡の取れる連絡先を記入
		<input type="checkbox"/> 設計者/工事監理者/施工者は県内業者
		<input type="checkbox"/> 補助対象経費は申請書の事業費と合致
		<input type="checkbox"/> 世帯要件・補助区分 該当するところに○をつける
		<input type="checkbox"/> 補助申請額 補助額一覧表より補助率と限度額を確認し、県補助分と市補助分の合計金額を記載
③	工事基準点算出表 (要綱様式第2号)	<input type="checkbox"/> 数量と点数の記入
		<input type="checkbox"/> 工事費が50万円未満→5点以上必要 工事費が50万円以上→10点以上必要
④	見積書の写し	<input type="checkbox"/> 工事費の見積書の写し ・具体的数量、内容がわかるもの ・課税後に値引きされていないもの ・社印が押されたもの
		<input type="checkbox"/> 設計料や工事管理料の見積書の写し(設計料や工事管理料があれば)
⑤	図面	<input type="checkbox"/> リフォーム等工事の内容をすべて明記した図面 ○住宅内の工事→住宅の平面図(間取り図) 配置替えや大幅な改修がある場合は、工事前と工事後の図面を提出 ○外壁改修→立面図 ○屋根改修→屋根伏図 ○消雪設備設置→配置図
		<input type="checkbox"/> 住宅以外の用途が含まれていないか ※店舗や事務所などを併用している場合、住宅以外の部分は、補助対象外
⑥	現況写真	<input type="checkbox"/> 住宅の外観写真(玄関を含む一方向からのみで可)
		<input type="checkbox"/> リフォーム等工事対象部分の現況写真 (見積書に記載の工事予定すべての個所の写真があるか)
		<input type="checkbox"/> 要件工事する部位の写真について、状況がわかるような現況写真 (例えば) ○二重建具の設置工事・・・窓枠全体と単板ガラスであることがわかるもの ○手すり設置・・・手すりを新しく取り付ける工事前の場所の写真 ○段差解消・・・メジャーを当てて撮影し、段差の高さがわかるように撮影 ○雪止め設置・・・雪止めを設置する工事前の場所の写真
⑦	納税証明書	<input type="checkbox"/> 申請時点で証明できる最新の内容(最新の年度)のものであること
⑧	承諾書(別紙)	<input type="checkbox"/> 住所・氏名・押印
⑨	代理人が提出する場合 委任状 (要綱様式第4号)	<input type="checkbox"/> 委任事項にチェック
		<input type="checkbox"/> 委任者の押印
⑩	世帯要件で補助率の上乗せを申請する場合	<input type="checkbox"/> 「三世帯世帯・移住世帯・多子世帯・近居世帯」区分で申請する場合必要 「近居世帯」で申請する場合は、親世帯と子世帯の両方の住民票謄本が必要
⑪		<input type="checkbox"/> 「近居世帯」区分で申請する場合必要 近居区域とは、両世帯の直線距離が2km以下である区域又は同一小学校の通学区域
⑫		<input type="checkbox"/> 「新婚世帯」区分で申請する場合必要
⑬	住民票謄本	<input type="checkbox"/> 申請者が申請時点で当該空き家へ住民票を異動していない場合は、実績報告までに異動し、住民票謄本を提出してください。
⑭	空き家活用を申請する場合 リフォームする住宅が空き家であったことを証明する書類 ※詳細はご相談ください。	<input type="checkbox"/> ○売買や贈与により空き家を取得した場合 →契約書の写し ○賃貸借により空き家を取得した場合 →契約書の写しと貸主が賃貸用として使用していないことを証明するもの ○相続により空き家を取得した場合 →相続した時点で空き家であったことを証明するもの →空き家の登記事項証明書と、空き家の前所有者の戸籍謄本及び戸籍附票
		書類部数